

宮医国発第 51 号
令和 4 年 1 月 11 日

第 2 種 組 合 員 各 位

宮城県医師国民健康保険組合
理事長 佐々木 悦子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について

平素 当組合の事業につきまして、ご支援ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記減免につきまして、昨年度は、保険料減免額全額が国の財政支援の対象であったため実施いたしました。令和 3 年 6 月時点の国の通知では、全額ではなかったため、実施を見合わせておりました。

今般、議決された補正予算により、保険料減免額全額が国の財政支援の対象となりましたので、令和 2 年度と同様に下記のとおり減免を行なうことといたしましたので、ご通知申し上げます。

下記要領にて、令和 4 年 3 月 31 日（木）まで申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 減免基準

保険料の減免は、次の①から③までのいずれかに該当する世帯について減免します。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯。
- ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業（医業）収入、または医業に関する給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の収入額の 10 分の 3 以上である世帯。

2. 減免期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年分。

年度途中からの加入者は、加入月から令和 4 年 3 月分まで。

3. 申請方法

- (1) 申請書 申請書を組合に請求または組合のホームページから印刷後、記入捺印のうえ必要書類を添付して組合に提出。
- (2) 提出書類 収入確定後の令和 2 年分と令和 3 年分の確定申告書または源泉徴収票の写し。
- (3) 締め切り **令和 4 年 3 月 31 日（木）**

4. 保険料還付

上記 (1) (2) 提出後に保険料引落口座へ振り込みます。

お問い合わせ先
宮城県医師国民健康保険組合
TEL 022-227-0516